

## 【中国】中華人民共和国専利法実施細則改正-2024年1月20日施行

### 「15日ルール」廃止

2023年12月25日

2023年12月21日付、中華人民共和国専利法実施細則（以下「実施細則」と略称する）の条文が公布されました<sup>1</sup>。ここで、「15日ルール」関連情報を共有します。

1. 実施細則の改正（「電子形式で提出された専利出願」には「15日ルール」が適用されなくなります）

電子出願の普及に伴い、中国特許庁（国家知識産権局）によって発行された関連の通知書（例えば、OA等）、決定（審決等）及びその他の書類は実務上すでにネット配信になっていますが、行政法規では、依然として従来の「郵送」に関する規定のままで、「電子形式」で提出された専利出願について、その後の各種の書類の送達に「15日ルール」の適用の有無は特に明確な規定はありませんでした。なお、実務的には郵送、電子形式を問わず「15日ルール」が適用されていました。今回の改正により、実施細則において、「電子形式」で提出された書類の取り扱いについて、新たな規定が追加されました。

「電子形式で国務院専利行政部門に各種書類が提出された場合は、国務院専利行政部門の指定した**特定電子システムに入った日時を提出日とする**」<sup>2</sup>（実施細則第4条第2項）ことになっています。

また、「**電子形式で提出された専利出願**<sup>3</sup>について、専利局は指定された特定の電子システムにより、電子形式で各種の通知書、決定及びその他の書類を送達する」（審査指南<sup>4</sup>第5部分第六章2.1.3）となっているので、「電子形式で提出された専利出願」には、従来の紙媒体に対するいわゆる「15日ルール」の猶予が適用されなくなります。実務上、日本から中国への出願は、そのほとんどが「電子形式で提出された専利出願」に該当するものであり、これらの出願には、今後「15日ルール」が適用されなくなることに留意が必要となります。

なお、実施細則第4条第4項のいわゆる「15日ルール」に関する条項は削除されておらず、まだ残っていますが、適用対象が「郵送」された書類に限定されることに注意が必要です。

経過措置として、「改正後の専利法及び実施細則の施行に関連する審査業務の処理に関する経過措置の公告」（国家知識産権局公告第559号<sup>5</sup>、第7条）で、「2024年1月20日より、国務院専利行政部門によって電子形式で送達される各種の書類の送達日は、改正後の専利法実施細則第4条の規定が適用される」と規定しており、「電子形式で提出された専利出願」について、「15日ルール」は2024年1月20日より適用されなくなります。

<sup>1</sup> 「国務院による『中華人民共和国専利法実施細則』の改正に関する決定」（国令第769号）

中華人民共和国中央人民政府公式サイト、（2023年12月21日）

（[https://www.gov.cn/zhengce/content/202312/content\\_6921633.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202312/content_6921633.htm) 2023年12月25日最終閲覧）

<sup>2</sup> 太字と下線は筆者が追加しました。以下同じです。

<sup>3</sup> 「専利出願」であり、発明専利出願のみならず、実用新案専利出願及び意匠専利出願も含まれます。

<sup>4</sup> 「専利審査指南（2023）」国家知識産権局令第78号、中華人民共和国中央人民政府公式サイト、（2023年12月21日）（[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art\\_526\\_189193.html?xxgkhide=1](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_526_189193.html?xxgkhide=1)）

<sup>5</sup> 中国国家知識産権局の公式サイト、（2023年12月21日）

（[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art\\_74\\_189199.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_74_189199.html) 2023年12月25日最終閲覧）

## 2. 関連規定（参考）

### （1）実施細則第4条

**第4条** 国務院専利行政部門宛に郵送された各種書類は、差出の消印の日付を提出日とする。消印の日付が不明瞭な場合は、当事者が証明を提出することができる場合を除き、国務院専利行政部門が受取った日を提出日とする。

電子形式で国務院専利行政部門に各種書類が提出された場合は、国務院専利行政部門の指定した特定電子システムに入った日時を提出日とする。<sup>6</sup>

国務院専利行政部門による各種の書類は、電子形式、郵送、直接交付、又はその他の方法によって当事者に送達することができる。当事者が専利代理機構に委託している場合は、書類を専利代理機構宛てに送付する。専利代理機構に委託していない場合は、書類は願書に指定された連絡者宛てに送付する。

国務院専利行政部門が郵送する各種の書類は、書類発送の日より満15日<sup>7</sup>をもって、当事者が書類を受領した日と推定する。書類の実際に受領した日時を、当事者が証拠を提供して証明することができた場合は、実際の受領日に準ずる。

国務院専利行政部門の規定により直接交付しなければならない書類は、交付日を送達日とする。

書類の送付先の住所が不明のために郵送することができない場合は、公告することによって当事者に送達することができる。公告の日より満1月をもって、当該書類が送達されたものとみなす。

国務院専利行政部門が電子形式で送達する各種の書類は、当事者が認可した電子システムに入った日時を送達日とする。

### （2）審査指南の関連箇所の記載（審査指南第5部分第六章2.1.3電子形式）

電子形式で提出された専利出願について、専利局は指定された特定の電子システムにより、電子形式で各種の通知書、決定及びその他の書類を送達する。

### （3）「改正後の専利法及び実施細則の施行に関連する審査業務の処理に関する経過措置の公告」（国家知識産権局公告第559号）

**第7条** 2024年1月20日より、国務院専利行政部門によって電子形式で送達される各種の書類の送達日は、改正後の専利法実施細則第4条の規定が適用される。

以上

---

<sup>6</sup> 赤い文字は改正のあった箇所を示す。

<sup>7</sup> 実務上、これを「15日ルール」という。